同意書（あんま・マッサージ・指圧用）

患　者	住　所	
	氏　名	
	生年月日	□昭和 □平成 □令和　年　月　日
傷病名		
発病年月日	平成・令和　年　月　日	
同意区分	初回の同意・再同意　（〇をつけて下さい）	
診察日	平成・令和　年　月　日	
症　状	筋麻痺 筋萎縮	（筋麻痺又は筋萎縮のある部位に〇をつけて下さい） 躯幹　右上肢　左上肢　右下肢　左下肢
	関節拘縮	（関節拘縮のある部位に〇をつけて下さい） 右肩・右肘・右手首・右股関節・右膝・右足首　その他 左肩・左肘・左手首・左股関節・左膝・左足首（　　）
	その他	（具体的に記載してください）
施術の種類 施術部位	マッサージ	躯幹　右上肢　左上肢　右下肢　左下肢
	変形徒手矯正術	右上肢　左上肢　右下肢　左下肢
往療の必要性	1．必要とする ⇓　（通所して治療を受けることが困難）　2．必要としない	
	往療を必要とする理由　介護保険の要介護度　（　　）分かれば記載下さい 1．独歩による公共交通機関を使っての外出が困難 2．認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難 3．その他（　　）	
注意事項等	施術に当たって注意すべき事項等があれば記載してください(任意)	

□　同意書交付の留意点（裏面）を確認しました。
上記の者については、頭書の疾病により療養のための医療上のマッサージが必要と認め、マッサージの施術に同意する。

令和　　年　　月　　日

保険医療機関名

医療機関コード

所在地

電話番号

保険医氏名　　㊞

保険医が、当該疾病について診察の上で同意する必要があります。（裏面参照）
保険医氏名は診察した医師の氏名を記載してください。

（裏面）

同意書の交付について

○同意書交付の留意点

1　患者があんまマッサージ指圧の施術を受け、その施術について、療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医から同意書の交付を受ける必要があります。

2　あんまマッサージ指圧の療養費の支給対象となる適応症は、一律にその診断名によることなく筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等、医療上マッサージを必要とする症例です。

3　貴院にて患者に治療を行う場合であっても、患者に同一疾病の同意書を交付することは可能ですが、同一疾病の場合、貴院での治療が優先されるため、貴院にて患者に医療上のマッサージ（リハビリテーションにおいて行う場合を含む）を行う日に患者があんまマッサージ指圧の療養費の支給を受けることはできません。

4　来院した患者から同意書の発行の依頼があった場合、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いします。なお、オンライン診療での同意書の交付は認められません。

※これにより同意書の交付を行う場合、同意した保険医は、あんまマッサージ指圧の施術結果に対して責任を負うものではありません。また、無診察同意を禁じた保険医療機関及び保険医療養担当規則第17条の「保険医は、（中略）同意を与えてはならない。」に違反するものではありません。なお、同意書の交付は、初診であっても治療の先行が条件とはなりません。

5　「症状」欄の3段目の「その他」欄は、1段目又は2段目の筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮以外の医療上マッサージを必要とする症状がある場合、当該症状と該当する部位(部位が特定できる場合)を記載して下さい。また、「症状」欄の部位と「施術の種類・施術部位」欄の部位が異なり、「症状」欄の部位以外への施術が必要な場合には、「その他」欄にその施術が必要な理由を記載して下さい。

6　あんまマッサージ指圧の施術に当たって注意すべき事項や要加療期間等がある場合には、「注意事項等」欄に記載するようお願いします。

7　保険医の記名押印は、保険医の署名でも差し支えありません。

○再同意（貴院において「初回の同意」の場合を含む。）の留意点

8　保険医から同意書の交付を受け、あんまマッサージ指圧の施術を受けている患者が、6ヵ月を超えて引き続きマッサージを受けようとする場合、又は1ヵ月を超えて引き続き変形徒手矯正術を受けようとする場合、再度、保険医から同意書の交付を受ける必要があります。

9　上記8の再同意に当たり、患者があんまマッサージ指圧師の作成した施術報告書を持参している場合（又はあんまマッサージ指圧師が患者に代わり施術報告書を事前に貴院に送付している場合）は、施術報告書の内容をご確認願います。

10　上記8の再同意に当たっても、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いします。

※この同意書は、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成16年10月1日付保医発第1001002号）に基づくものです。
療養費の支給決定は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律により保険者(後期高齢者医療広域連合を含む。)が行うとされておりますが、療養費の支給は療養の給付の補完的役割を果たすものであり、保険者ごとにその取扱いに差異が生じないよう、取扱いの指針としての支給基準等を厚生労働省が通知等により定めております。